

平成29年度神戸市予算(案)記者発表資料より(抜粋)

## “健康創造都市KOBÉ”の推進

### 「神戸市歯科口腔保健推進条例」の取り組みの推進(新規事業)

[229, 287千円]

市民の健康寿命を延伸するため、平成28年11月8日に施行した「神戸市歯科口腔保健推進条例」にもとづき、歯科口腔保健施策をよりいっそう推進する。

#### (1) 「神戸市口腔保健支援センター」の設置

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「神戸市口腔保健支援センター」を設置し、以下の業務を行う。

- ア 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等(第7条第1号)
- イ 定期的に歯科健診を受けること等の勧奨(第7条第2号)
- ウ 歯科疾患の予防のための措置等(第7条第2号)
- エ 障害者、要介護高齢者等が定期的に歯科健診を受けること等のための施策等(第7条第4号)
- オ 災害時の口腔保健医療体制の整備(第7条第5号)
- カ 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の資質の向上(第7条第6号)
- キ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等(第7条第7号)

これらの事業を効果的に実施するために、「神戸市歯科口腔保健推進検討会」および「神戸市歯科口腔保健推進懇話会」を開催し、広く意見を聴く。

#### (2) 口腔がん検診の実施支援

口腔がんとは、舌を含む顎口腔領域に発生する悪性腫瘍の総称であり、発生部位別では、舌がんが約6割を占める。人口の高齢化に伴って、わが国における口腔がんの罹患数は増加している。口腔がんが進行すれば、咀嚼・嚥下・発音などの口の機能に影響をおよぼすだけでなく、手術による顔貌の変形などを伴うこともあるため、口腔がんの早期発見・予防は大変重要である。

平成29年度より神戸市歯科医師会への補助事業として、神戸市歯科医師会附属歯科診療所における口腔がん検診の実施を支援する。